

藤沢市最低制限価格等に係るランダム係数適用工事入札試行実施要領

制定 令和7年6月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する工事のうち、藤沢市公共工事等最低制限価格設定等要領（平成11年8月16日制定）第3条に規定する工事の最低制限価格及び藤沢市公共工事等低入札価格調査要領（平成11年4月1日制定）第3条に規定する工事の調査基準価格（以下「最低制限価格等」という。）の算出において、指数に代えてランダム係数を適用する競争入札の試行に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「ランダム係数」とは、電磁的方法により無作為に発生させた「1.0000」から「1.0050」までの小数点以下第4位までの数値のことをいう。

(対象となる競争入札)

第3条 最低制限価格等の算出にランダム係数を適用する競争入札は、本市が発注する最低制限価格等を設ける工事の競争入札のうち、次の各号のいずれかに該当するものを対象とする。

- (1) 設計金額（消費税額及び地方消費税額を含む金額とする。以下において同じ。）が200万円を超える工事で、工種が「ほ装」又は「とび・土工・コンクリート」であるもの
- (2) 藤沢市公共工事等総合評価競争入札実施要領（平成19年10月1日制定）第3条各号に掲げる総合評価競争入札の対象となるもの
- (3) 藤沢市社会貢献実績等評価型競争入札試行実施要領（平成20年10月1日制定）第3条に掲げる社会貢献実績等評価型競争入札の対象となるもの

(最低制限価格等の算定方法)

第4条 ランダム係数を適用する競争入札の最低制限価格等（消費税額及び地方消費税額を含まない金額とする。以下同じ。）は、予定価格（消

費税額及び地方消費税額を含まない金額とする。以下同じ。)に当該予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に工事毎に算出するランダム係数を乗じて得た額を当該予定価格で除して得た割合を乗じて得た額とする。ただし、その割合が10分の9.3を越える場合にあっては10分の9.3、10分の8.5に満たない場合にあっては10分の8.5を当該予定価格に乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費に10分の6.8を乗じて得た額
- (5) スクラップ処分費がある場合には、スクラップ評価額等を減じた額
(その他の細目)

第5条 最低制限価格等の取扱いについては、この要領に定めがあるもののほか、藤沢市公共工事等最低制限価格設定等要領及び藤沢市公共工事等低入札価格調査要領によるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和7年6月1日から施行する。